明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○防衛省令第七号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　防衛大臣　稲田　朋美

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成十九年防衛省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「以前であって、再編点数が減少する場合」を「前である場合」に改め、「修正した」を削り、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「修正した」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「修正した」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、修正を行った年度以後の計画点数が、修正前の最後の年度の計画点数の二分の一を下回るときは、修正前の最後の年度の計画点数に二分の一を乗じて得た数値とする。この場合において、修正を行った年度後に計画進捗率が変化するときは、当該変化する年度以後の計画点数は、再編点数から当該変化する年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に当該変化する年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該変化する年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

別表第八の六の項中「平成三十年度」を「平成四十年度」に改め、同表の七の項中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「平成四十一年度から平成四十三年度まで」に改め、同表の九の項中「平成三十一年度」を「平成四十一年度」に改め、同表の十の項中「平成三十二年」を「平成四十二年度」に、「平成三十三年度」を「平成四十三年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（地方防衛局組織規則の一部改正）

2　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の表平成二十九年三月三十一日までの間の項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改める。